平成２８年（フ）第１１１号
相模原市中央区相模原４丁目９番16号　プライムシティ相模原902号室
債務者　古内　義美
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１１３号
神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地４　細谷戸ハイツ　４街区８棟102号、申立時の住所神奈川県座間市入谷４丁目2891番地　アメニティ座間１号棟207号
債務者　和久井　充
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１１４号
神奈川県座間市相模が丘４丁目31番９号　プロスペール301号
債務者　勝間田正紀
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１１６号
相模原市中央区星が丘４丁目２番38―403号
債務者　大和田　寛
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３３号
福岡県行橋市行事８丁目７番35号
債務者　緒田　博美
1　決定年月日時　平成28年５月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第３４号
福岡県京都郡苅田町大字上片島2137番地
債務者　武内　三男
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第２号
埼玉県川口市戸塚１丁目22番23―405号　東川口第６サニーコート
債務者　池永由紀美
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２５３号
さいたま市見沼区深作３丁目39番地29　コーポ絆103
債務者　中村　裕一
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３６４号
埼玉県北本市栄７番地　３―13―502
債務者　勝沼　　幸（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４１０号
さいたま市見沼区大字東門前163番地18　フレグランス新倉Ｂ106号
債務者　杉山　　浩
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４１３号
埼玉県朝霞市栄町５丁目４番25号　レオパレスレジデンス高橋301
債務者　佐々木一彰
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４２５号
埼玉県川口市大字前野宿72番地の35
債務者　岡田　和美
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４４２号
埼玉県加須市花崎３丁目８番地12　ハイツまりも101、旧住所千葉県柏市十余二254番地192　ヤブサキコーポ２号
債務者　朱　　勇順
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４５９号
さいたま市浦和区本太４丁目９番18号　ニューエコー203
債務者　福原　淑江（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１８号
大阪府泉佐野市市場西１丁目４番14号
債務者　林　　康正
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１２４号
大阪府泉佐野市鶴原４丁目６番22号清水荘
債務者　福富　正一
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１２６号
大阪府貝塚市地蔵堂351番地エクセルアンサー205、前住所大阪府泉南市岡田７丁目1664番地の309
債務者　氏原　優子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係